

労働環境改善スケジュール

分野名	括り	作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後1ヶ月の予定		10月		11月				12月				1月	2月	備考
			21	28	4	11	18	25	2	9	16	下	上	中	下	前	
防護装備	1	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理対象区域の運用区分及び放射線防護装備の適正化検討※</li> <li>管理対象区域の運用区分に応じた放射線防護装備の適正化運用開始(2016年3月8日)</li> </ul> <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理対象区域の運用区分及び放射線防護装備の適正化検討※(運用範囲の拡大等)</li> </ul> <p>※管理対象区域を3つのゾーンに区分し、休憩所や装備交換所で、各区分に応じた防護装備を着用することで、作業時の負荷軽減による作業性の向上を図る。</p>	検討・設計	管理対象区域の運用区分及び放射線防護装備の適正化検討													
			現場作業	管理対象区域の運用区分に応じた放射線防護装備の適正化													
人身安全	2	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価</li> <li>安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等</li> <li>作業毎の安全施策の実施(TBM-KY等)</li> <li>熱中症予防対策の実施(4~10月)</li> <li>福島第一原子力発電所における熱中症予防対策の実施状況の報告</li> </ul> <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価</li> <li>安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等</li> <li>作業毎の安全施策の実施(TBM-KY等)</li> </ul>	現場作業	<p>情報共有、安全施策の検討・評価</p> <p>熱中症予防対策の実施(4~10月)</p> <p>新規追加 福島第一原子力発電所における熱中症予防対策の実施状況の報告(11/29)▼</p>													
			現場作業	健康相談受付													
健康管理	3	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き</li> <li>2018年度対象者(社員)への「白内障検査」(柏崎刈羽)実施</li> <li>2018年度対象者(社員)への「白内障検査」(本社)実施</li> <li>インフルエンザ予防接種の実施(10/24~1/31 1F構内臨時会場、近隣医療機関)</li> </ul> <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き</li> <li>インフルエンザ予防接種の実施(10/24~1/31 1F構内臨時会場、近隣医療機関)</li> </ul>	現場作業	<p>【検査受診期間】 検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用精算手続き</p> <p>社員・白内障検査(柏崎刈羽)</p> <p>社員・白内障検査(本社)</p> <p>インフルエンザ予防接種の実施</p>													
			現場作業	1F救急医療室の1~3月の勤務医師調整													
継続的な医療職の確保と患者搬送の迅速化	4	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1F救急医療室の2018年12月までの医師確保完了(固定医師1名+ローテーション支援医師)</li> <li>1F救急医療室の1~3月の勤務医師調整</li> </ul> <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1F救急医療室の1~3月の勤務医師調整</li> <li>1F救急医療室の4~6月の勤務医師調整</li> </ul>	検討・設計	1F救急医療室の1~3月の勤務医師調整													
			現場作業	1F救急医療室12月までの医師確保完了													
要員管理、労働環境改善	5	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計</li> </ul> <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計</li> </ul>	検討・設計	<p>▼作業員の確保状況調査依頼</p> <p>作業員の確保状況集約▼</p> <p>▽作業員の確保状況調査依頼</p> <p>作業員の確保状況集約▽</p> <p>▽作業員の確保状況調査依頼</p> <p>作業員の確保状況(10月実績/12月予定)と地元雇用率(10月実績)についての調査・集計</p> <p>作業員の確保状況(11月実績/1月予定)と地元雇用率(11月実績)についての調査・集計</p> <p>作業員の確保状況(12月実績/2月予定)と地元雇用率(12月実績)についての調査・集計</p>													
			現場作業	労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握、解決策の検討・実施・結果のフィードバック													
労働環境・就労実態に関する企業との取り組み	6	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握</li> <li>意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック</li> <li>相談窓口への連絡(処遇・労働条件等)への対応</li> <li>作業員へのアンケートによる実態把握</li> </ul> <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握</li> <li>意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック</li> <li>相談窓口への連絡(処遇・労働条件等)への対応</li> <li>作業員へのアンケートによる実態把握</li> </ul>	検討・設計	労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握、解決策の検討・実施・結果のフィードバック													
			現場作業	作業員へのアンケート(第9回)													
				公表(12月下旬)▼													

分野名	括り	作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後1ヶ月の予定		10月		11月				12月			1月	2月	備考
			21	28	4	11	18	25	2	9	16	下	上	中	下	

労働環境改善



※1 1～3号機原子炉建屋内、及び1～4号機タービン建屋並びに周辺建屋のうち滞留水を保有するエリア  
 ※2 黄色点線のY zoneは、濃縮塩水等を取り扱う作業など汚染を伴う作業を対象とし、パトロールや作業計画時の現場調査などは、G zoneの設備とする。  
 なお、上図以外においてもG zone内で高濃度粉じん作業（建屋解体等）や濃縮塩水等のタンク移送ラインに関わる作業等を行う場合は、Y zoneを一時的に設定する。  
 ※3 図中のG zoneの他、共用プール建屋の一部エリアも対象とする。

提供：日本スペースイメージング, ©DigitalGlobe

管理対象区域の運用区分 レイアウト

# 2018年度 福島第一原子力発電所における 熱中症予防対策実施状況について

2018年11月29日

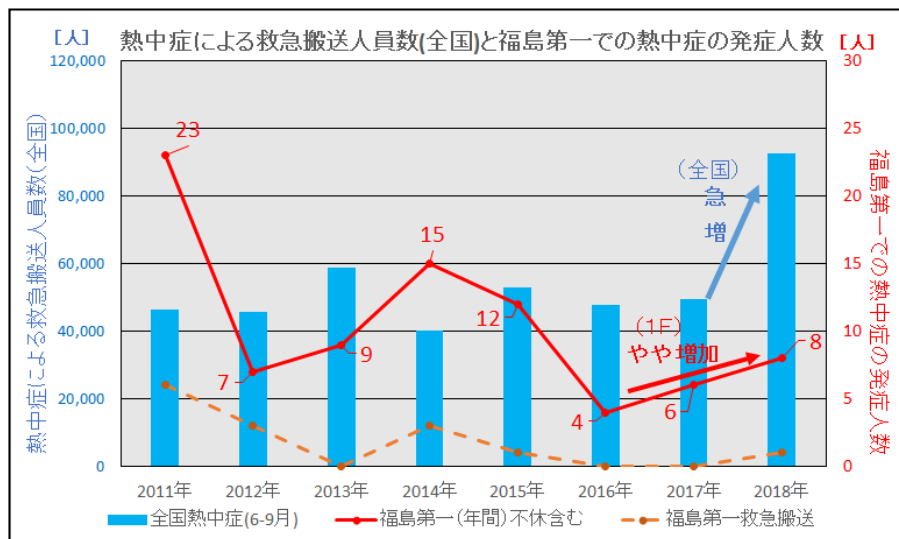
**TEPCO**

---

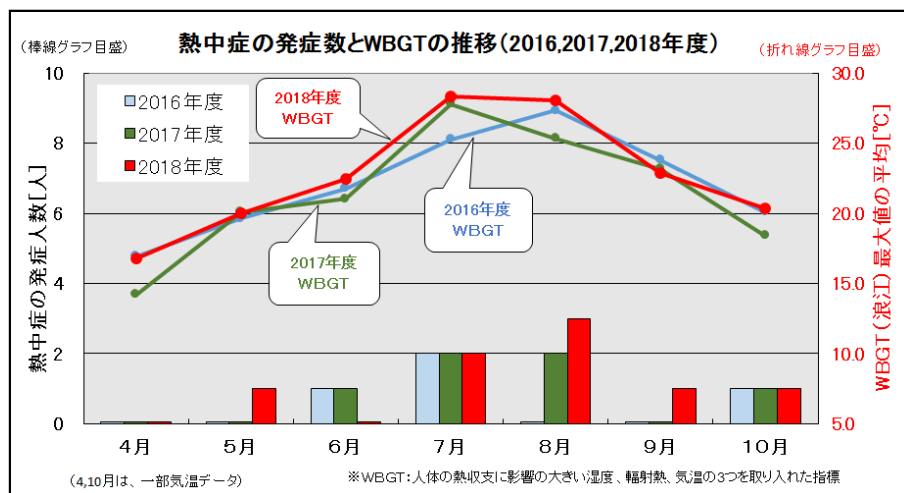
東京電力ホールディングス株式会社

# 1. 2018年度 熱中症の発症状況

## 1. 1F熱中症の発症数－全国救急搬送数



## 2. WBGT値と月別発症状況



## 3. トピックス

(1) 2018年度は例年になく猛暑だったため、全国において、熱中症による救急搬送人員数(6月～9月)\*1は、2017年度以前に比べ、2018年度は、ほぼ倍に増加した。

一方、福島第一原子力発電所(1F)では、2018年度の熱中症の発症は、2017年度以前に比べ2人増に留まった。(6人⇒8人)

\*1 出典：総務省消防庁HP(救急搬送状況)

(2) 2018年度のWBGT\*2値は7月,8月の2ヶ月に亘り、高い値を示したことも影響し、8月に3人の熱中症が発症した。

\*2：暑さ指数(湿球黒球温度)：Wet Bulb Globe Temperature

(3) 2017年度と同様に、2018年度も10月に熱中症が発症した。10月に熱中症が発症するのは、3年連続となった。

## 2. 熱中症予防対策（2018年度全体）

### 熱中症予防対策強化期間（4月～10月）

方針	目的	対策（アクションプラン）
熱中症の意識向上 （教育）	熱中症教育の実施	社員・作業員への熱中症教育の実施
		協力企業からの熱中症対策での教育内容確認
	熱中症予防対策 の周知	クールベスト・保冷剤着用の呼びかけ（WBGT値25℃以上）
		熱順化の対応強化（作業時間の管理等） 情報掲示板・ポスター等での呼びかけ
クールベスト・保冷剤 の着用と適切な休憩	熱中症の防止と 発症時	クールベスト保冷剤・冷蔵庫の配備・管理
		WBGT表示器、測定器及び表示器の配置
		WBGT測定器・表示器（ソーラー式）及び時計の運用
		救急医療室（ER）での応急治療・緊急移送体制の確保
		給水車の配備・管理
協力企業と一体となった 確実な熱中症予防	熱中症統一ルール の徹底	熱中症管理者からの日々指導（体調管理、水分・塩分摂取、保冷剤着用等）
		保冷剤着用と原則連続作業時間を2時間以下規制（WBGT値25℃以上時）
		作業現場のWBGT値が30℃以上時、作業原則中止（主管部による許可作業を除く）
		元請管理者による作業前の体調管理（体温、血圧、アルコールチェッカー実測）
		元請管理者による健康診断結果、熱中症含む既往歴確認と状況に応じた配慮
		酷暑時間帯の原則作業禁止（14時～17時）
		作業エリア毎のWBGT値の確認と管理*
		「1Fの夏場作業（4月～10月）の経験がない作業員」の識別化、熱中症予防の徹底*
		作業前のフェースtoフェースの体調管理*
	作業環境の変更に伴う 身体負担の軽減	各ゾーンに応じた身体的な負担の少ない装備への変更推進
屋外作業時に日よけ使用の推奨		

\*2018年度重点項目

### 3. 熱中症予防対策（2018年度重点項目）

3

2018年度の熱中症予防対策の重点項目は、以下のとおり。

#### 1. 熱中症予防対策強化期間の延長：5月～9月⇒4月～10月

- ・2018年3月は例年比べ気温の高い日が続いたため、**熱中症予防対策強化期間を4月（従来は5月開始）から開始。**
- ・寒暖差のある10月（特に台風通過後など）は、気温が上昇して熱中症の発症の可能性が高いことから、**熱中症予防強化期間を10月まで延長。**

#### 2. 作業エリア毎のWBGT値の確認と管理

- ・**作業エリア毎、作業状況に応じてWBGT値の測定**をすることで、きめ細かい管理を実施。

#### 3. 1Fの夏場作業の経験のない作業員への識別化

- ・2017年度に1F経験の浅い作業員に多く熱中症が発症したことから、2018年度も、それらの作業員に対し**きめ細かな指導の手助けとなる方策として、識別管理を実施。**

#### 4. 作業前のフェースtoフェースにより体調管理

- ・熱中症管理者は、作業前等では作業員の体調確認をチェックシートのみならず、**実際に作業員への声掛け、顔や仕草等を直接確認することにより、熱中症の発症の可能性をいち早く察知することを指導。**



## 4. 熱中症予防対策（2018年度期中強化対策）

### 【2018度における熱中症の発症状況の特徴】

- ・ 2018年度の熱中症は、作業中に自身の体調変化に気付かず進行し、休憩中や作業後での発症が増加。
- ・ 2018年度も10月に熱中症が発症。

### 【2018年度の特徴を踏まえた期中の対策の強化】

#### 1. 熱中症予防に向けたルールの改定

2018年度は、熱中症ルールの理解不足や作業の重軽作業の配慮不足によって熱中症が発症する傾向があった。そのことから、WBGT値の管理区分を見直した。さらにその管理区分も作業員が理解しやすいよう、一般的な管理区分に熱中症予防のルールを改定したことで、熱中症対策の強化を図った。

- ・ WBGT25℃から30℃の間での体調不良の進行を抑制するため、28℃での管理ポイントを設ける。
- ・ WBGT値の管理区分を一般的に使われている区分に統一。

#### 2. 救急医療室（ER）へ行きやすい雰囲気作り

- ・ 当社と元請幹部によるグループ討議を実施し、「ERに行きやすい雰囲気作りに努める」との安全行動声明を宣言した。

#### 3. 適切な塩分と水分補給の方法の周知

- ・ 適切な水分や塩分の補給の仕方など、熱中症予防のための基礎知識を周知して、熱中症予防の強化を図った。

## 5. 2018年度熱中症予防対策の評価と2019年度の取り組み 5

### 1. 2018年度の評価

#### (1) 2018年度と2017年度の熱中症発症の比較

2018年度が例年になく猛暑であり全国の熱中症による救急搬送数がほぼ倍増の中で、1Fの熱中症は、2017年度(6人)に比べ、2人増(8人)であった。この状況から、2018年度の熱中症予防対策は有効であったと評価している。

#### (2) 3年連続して10月に熱中症が発症

10月に気温、WBGT値が20℃を超える環境下でのY装備作業があったことや寒暖差の大きい作業環境下で熱中症が発症している。

#### (3) 1F作業経験の浅い作業員への識別管理の実施

当識別管理により、1F作業経験の浅い作業員の熱中症発症が減少した。

#### (4) 休憩中・作業後の熱中症発症が増加

休憩中・作業後に熱中症が発症するケースが多くあったことから、休憩取得のルール見直し(WBGT値28~30℃未満で重負担作業⇒連続作業時間を1時間以下)や休憩中の適切な塩分と水分補給の方法を周知した。

### 2. 2019年度の取り組み

2019年度も2018年度の熱中症防止ルールを継続していく。  
また、10月の熱中症の撲滅を図るため、更なる熱中症防止対策の検討を行う。



# 【参考】熱中症予防統一ルールとWBGTの一般的な管理区分 6

## ○熱中症統一ルール

### 第21条 熱中症を予防する

#### 1. 基本事項

- ①熱中症予防対策の強化期間は、4月から10月とする。
- ②高温環境下（屋内の高室温箇所など）作業においても、熱中症予防対策を行う。
- ③WBGT値は、補正值\*を加えた値とする。（以下、WBGT値は補正值含む）  
\*1 補正值：カバーオール+1℃、アノラック+1.1℃、その他各社にて定める値
- ④作業エリア毎（代表ポイント1箇所あるいは複数箇所）、作業状況に応じてWBGT値を定時間毎に測定し、作業員へわかりやすいよう周知や掲示等を行う。
- ⑤熱中症予防期間中は、現場代理人等（当社はGMなど）は、班長等（当社は工事監理員など）から熱中症管理者を選任し、作業指示書等へ明記させる。
- ⑥以下作業は、原則作業中止\*2  
・作業現場または、同じ環境下のWBGT値が31℃以上の時  
・7/1～8/31の14時～17時の屋外作業
- ⑦作業時間（下表を参照）を定め、休憩ごとにマスクを外して水分と塩分を摂る。

WBGT値	作業可否	身体作業の負担	作業継続時間
25～28℃未満 (警戒)	可	特に考慮なし	2時間以下
28～31℃未満 (厳重警戒)	可	軽負担な作業 (発汗が少ない) 重負担な作業 (発汗が多い)	
31℃以上 (危険)	否*2	原則、作業中止 *2 主官部が認めた作業において、熱中症予防強化対策（実作業・休憩時間、安全対策などを協議）の承認を得た場合は、作業可とする。	1時間以下

#### 2. 熱中症管理者が行うこと

- ①WBGT値が25℃以上の予想の場合は、作業前KYで水分・塩分の摂取及び保冷剤着用や休憩時間、7日間程度の熱馴化期間等を作業員へ指示する。
- ②作業前に作業員の体温、血圧、呼吸アルコール濃度を確認し、体調チェックする。
- ③既往歴（熱中症含む）、熱中症の発症に影響を与える恐れのある疾患（糖尿病、高血圧など）のある作業員には、無理のない作業を配慮する。
- ④全作業員、特に前年度の1F夏場（4月～10月）作業の経験がない作業員には、「フェイス to フェイス」の双方向による体調確認を随時、行う。
- ⑤連続勤務の状況、夜勤者の仮眠の有無等により、作業員の疲労の有無を確認する。

#### 3. 作業員が行うこと

- ①前年度の1F夏場（4月～10月）作業の経験がない作業員は、熱中症管理者等から声掛けされやすいように、作業着やヘルメット等へ識別表示を行う。
- ②体調不良を感じたら、速やかに周囲の者へ伝え、救急医療室（ER）で受診する。

## ○WBGTの一般的な管理区分

\* 出典：環境省HP

### ●運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休憩をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

## 【簡易版】適切な塩分と水分補給の方法 ～熱中症予防対策

194-7

2018.6.29安推協加盟各社へ周知  
2018.10.11

### 1. 汗をかいたら、水分と電解質の補給

汗をかくと、水分と同時に「**電解質（塩分）**」が失われます。

**水分だけを補給すると体内の電解質**  
自発的脱水をおこす危険があるため  
**（塩分）**を摂ることがとても重要です。

\*電解質とは

人間の体内には**ナトリウム**、カリウム、マグネシウム  
**電解質（塩分）**が含まれています。その電解質の  
よって細胞の浸透圧の調整や、筋肉収縮、神経の  
どの生命活動を支えています。

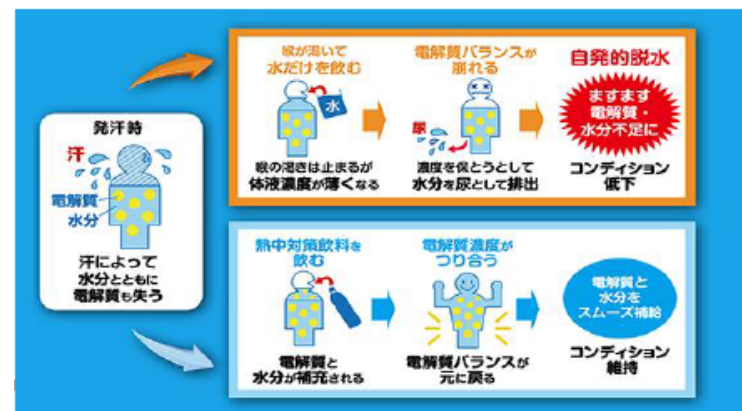
電解質（塩分）は、人が生きるために欠かせない  
**物質**です。

## 【簡易版】適切な塩分と水分補給の方法 ～熱中症予防対策

### 2. 水だけ飲むと熱中症になりやすい！

大量に汗をかいて電解質（塩分）が失われた時、**水だけを飲むと、血液の電解質（塩分）濃度が薄まります。**

すると、電解質濃度を下げないために水を飲む気持ちがなくなり、同時に体液の**塩分濃度を戻そうとして余分な水分を尿として排泄します。**これが「**自発的脱水**」です。この状態になると汗をかく前の体液の量を回復できなくなり、運動能力が低下し、体温が上昇して、**熱中症の原因**となります。

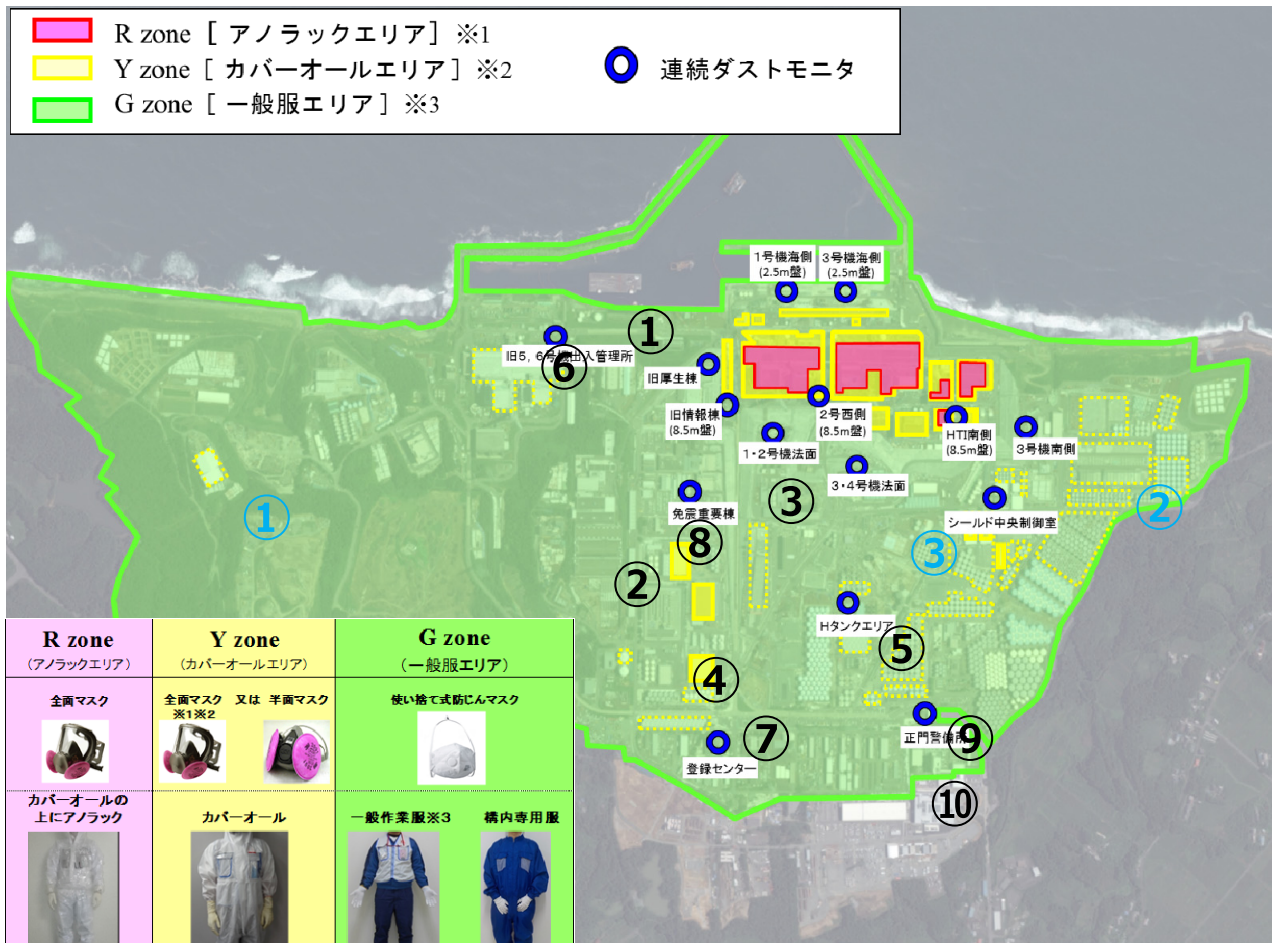


# 【参考】2018年度に実施した主な熱中症予防対策

対策	H30年度の主な実績	写真	H31年度の予定
<p>クールベスト 保冷剤・冷蔵庫 の配備・管理</p>	<p>クールベスト保冷剤・冷蔵庫を配備 : 8か所                      ①入退域管理棟 (約600ヶ)                      ②免震棟前休憩所 (約3000ヶ)                      ③企業厚生棟 (約350ヶ)                      ④登録センター (約350ヶ)                      ⑤西門研修棟 (約350ヶ)                      ⑥5/6号機S/B (約350ヶ)                      ⑦大型休憩所 (約7200ヶ、予備含む)                      ⑧運転手用装備室 (約150ヶ)                      *保冷剤の総数: 約12350ヶ</p>		<p>継続</p>
<p>WBGT表示器 の運用</p>	<p>ソーラー式WBGT表示器、時計の配備 : 10か所                      ①物揚場前G⇄Y装備切替所                      ②高性能アルプス連屋前 G⇄Y装備切替所                      ③1~4号水系供給装置東側 G⇄Y装備切替所                      ④ふれあい交差点付近                      ⑤技能訓練センター付近 G⇄Y装備切替所                      ⑥5, 6号S/B脇                      ⑦登録センター前                      ⑧免震棟前                      ⑨入退域管理棟 (駐車場側)                      ⑩入退域管理棟 (新事務本館側)</p>	<p>ふれあい交差点の WBGT表示器</p> 	<p>継続</p>
<p>清涼飲料水/ 塩タブレット の配備</p>	<p>①清涼飲料の配備箇所 (4月~10月) : 13カ所                      ②塩タブレットの配備箇所 : 2カ所</p>		<p>継続</p>
<p>給水車の 配備・管理</p>	<p>①給水車配備箇所 : 2カ所                      *時期に応じて配備位置を変更                      ②給水所 (固定) : 1カ所                      ③運用期間 : 5月~9月</p>		<p>継続</p>
<p>識別管理</p>	<p>H29年から経験の浅い作業員への識別化を実施中                      (当社/安推協の各社は様々な方法で実施)</p>	<p>実施例</p> 	<p>継続</p>



# 【参考】管理対象区域の運用区分 ／給水車設置／W B G T表示器・時計設置



R zone (アノラックエリア)	Y zone (カバーオールエリア)	G zone (一般服エリア)
全面マスク 	全面マスク 又は 半面マスク ※1 ※2 	使い捨て式防じんマスク 
カバーオールの上のアノラック 	カバーオール 	一般作業服 ※3 構内専用服 

又はカバーオール2重  
※1 水加圧設備・多相流降圧装置等を含む建屋内の作業（調整等を除く）は、全面マスクを着用する。  
※2 濃縮塩水、S/B処理水を内包しているタンクエリアでの作業（濃縮塩水を容器に移さない作業、パトロール、作業計画時の建屋調査、調整等を除く）時及びタンク移送ラインに隣接する作業時は、全面マスクを着用する。  
※3 特定の軽作業（パトロール、監視業務、構外からの持ち込み物品の運搬等）

※1 1～3号機原子炉建屋内、及び1～4号機タービン建屋並びに周辺建屋のうち滞留水を保有するエリア  
※2 黄色点線のY zoneは、濃縮塩水等を取り扱う作業など汚染を伴う作業を対象とし、パトロールや作業計画時の現場調査などは、G zoneの装備とする。  
なお、上図以外においてもG zone内で高濃度粉じん作業（建屋解体等）や濃縮塩水等のタンク移送ラインに関わる作業等を行う場合は、Y zoneを一時的に設定する。  
※3 図中のG zoneの他、共用プール建屋2、3階の一部エリアも対象とする。

- 【給水車設置場所】  
＜3個所＞  
①土捨て場北側  
②H 6タンクエリア  
③CCR 装備交換所南側

- 【W B G T表示器・時計設置場所】  
＜10個所：固定＞  
①物揚場前 G⇔Y 装備切替所  
②高性能アルプス建屋前  
G⇔Y 装備切替所  
③1～4号水素供給装置東側  
G⇔Y 装備切替所  
④ふれあい交差点付近  
⑤技能訓練センター付近  
G⇔Y 装備切替所  
⑥5, 6号S/B脇  
⑦登録センター前  
⑧免震棟前  
⑨入退域管理棟（駐車場側）  
⑩入退域管理棟（新事務本館側）

# 福島第一原子力発電所 作業環境の改善状況について

---

東京電力ホールディングス株式会社

**TEPCO**

# 1. 作業環境の改善状況

- 発電所構内においては、汚染状況に応じて、3つのゾーン（Red/Yellow/Green）に分類しそれぞれに適した装備を着用する運用を行っています。
- これまでフェーシング・ガレキ撤去等の放射線量低減対策に伴い汚染状況が低減され、より軽装備（ヘルメット・使い捨て防じんマスク・ゴーグル・手袋・作業用靴）で入域が可能なGreenゾーンを順次拡大し、現在では敷地面積の約96%となっています。
- また、Greenゾーンの中でも、放射性物質による汚染の広がりがないことを確認できたエリア（入退域管理棟・休憩所周辺・免震重要棟周辺等）については、2017年3月30日以降、シューズカバー無しで**手袋の着用のみ**で移動が可能な範囲としました。

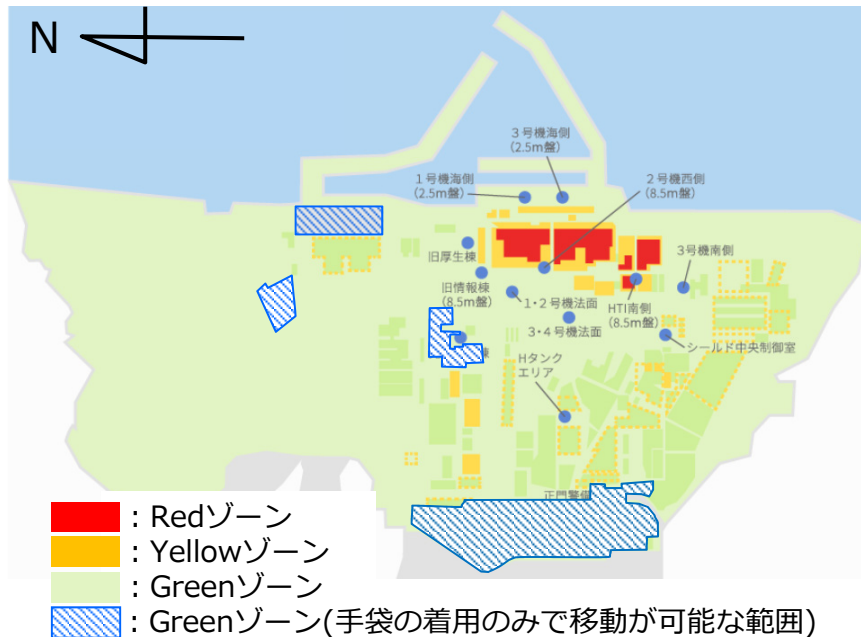


図1. 発電所構内におけるゾーンレイアウト

表1. ゾーン・エリア毎の主な装備

	主なエリア	主な追加装備
Red zone	1-3号機 原子炉建屋内部等 ※4号はフロアによる	防護服とアノラックの重ね着 ヘルメット 全面マスク、手袋、作業用長靴
Yellow zone	1-4号機※ 建屋周辺等	防護服・ヘルメット 全面マスクor半面マスク+ゴーグル 手袋、作業用靴
Green zone	上記除く 構内の大部分	ヘルメット 使い捨て防じんマスク、ゴーグル 手袋、作業用靴
手袋の着用 のみで移動が 可能な範囲	入退域管理棟 休憩所周辺 免震重要棟周辺	手袋 ※作業を行う場合はGreen zoneに準じる



## 2. 追加装備不要で移動・ご視察等が可能な範囲の拡大について

- **手袋着用のみで移動が可能な範囲について**、環境改善を進め、移動者が使用した手袋の汚染測定を行い汚染がないことを確認し、発電所で働く作業員のさらなる負担感の軽減ならびに廃棄物の低減を目的として、**10月1日から手袋も含めて追加装備は不要で移動を可能**としました。
- 合わせて、靴への汚染伝搬がないことを確認できた**休憩所周辺と免震重要棟周辺を結ぶ歩道等にも追加装備不要の適用範囲を拡大**しました。
- さらに、同じく靴への汚染伝搬がないことを確認できた**1-4号機の西側にある高台**についても**11月1日から適用拡大し、お越しいただいたままの服装でのご視察等を可能**としました。これによりご視察等における装備の負担感もなくなり、さらには、構内に入域される準備時間の短縮につながっていきます。
- 引き続き、作業環境の管理を徹底し、作業員の安全確保を第一に、廃炉作業に取り組んでまいります。



## (参考) 11月1日 内堀知事の視察状況

### 内堀知事 福島第一原発を視察

11月01日 19時13分



内堀知事がおよそ1年ぶりに福島第一原発を訪れ、使用済み核燃料を取り出すための設備などで不具合が相次いでいる3号機などを視察し、着実に廃炉を進めることや適切な情報発信を求めました。

先月28日の県知事選挙で2度目の当選を果たした内堀知事の福島

第一原発の視察は去年11月以来、およそ1年ぶりです。

東京電力の小早川智明社長などと構内を回り、まず、1日から手袋やマスクをせずに行けるようになった高台から、1号機から4号機までをふかんしました。

その後、設備の不具合が相次ぎ、使用済み核燃料の取り出しが遅れている3号機では、建屋の最上階に上がって、安全点検の進み具合などの説明を受けました。

このあと報道陣の取材に応じた内堀知事は、「全体をふかんでできる場所で、通常のスタイルで確認できるのは大きな進歩だ。この1年で、廃炉作業が着実に進んでいると実感した」と述べたうえで、相次ぐトラブルについて、「安全に着実に廃炉を進めることが福島県民の強い思いだ。事前の準備や意思疎通をしっかりとってもらい、海外の企業との連携も密にしてほしい」と述べました。

東京電力がSNSで福島第一原発の写真を「#工場萌え」というハッシュタグを付けて発信し批判を浴びたことについては、「受け取る人が不快な思いや複雑な思いになっては元も子もない」と述べ、適切な情報発信を求めました。

(引用)

「NHK NEWS WEB」より

<https://www3.nhk.or.jp/lnews/fukushima/20181101/6050003272.html>

TEPCO

## (参考) 移動者が使用した手袋の汚染測定結果

---

確認日時：2018年6月14日～2018年6月27日

測定器：β線シンチレーション式サーベイメータ（直接法）

測定確認対象	測定数（双）	測定結果
6月14日～6月27日 移動時に使用された手袋	1350	<0.8Bq/cm <sup>2</sup> (検出限界未満)

入退域管理棟と休憩所間の徒歩移動時に使用された手袋の汚染確認を実施し、有意な汚染が検出されないことを確認。

## (参考) 徒歩による靴の汚染測定結果

確認日時：2018年8月14日

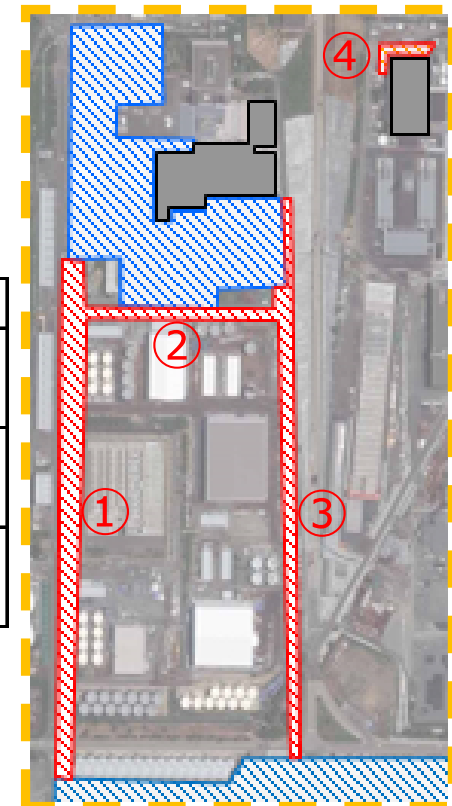
確認対象：右図①～④の地点

測定器：GM管式サーベイメータ（直接法）

単位：Bq/cm<sup>2</sup>

地点	①	②	③	④
測定箇所	靴表面	靴表面	靴表面	靴表面
試験条件				
スニーカー	$<5.2 \times 10^{-1}$	$<5.2 \times 10^{-1}$	$<5.2 \times 10^{-1}$	$<5.2 \times 10^{-1}$
安全靴	$<5.2 \times 10^{-1}$	$<5.2 \times 10^{-1}$	$<5.2 \times 10^{-1}$	$<5.2 \times 10^{-1}$

※いずれの値も検出限界未滿



追加装備不要で移動・ご視察等が可能な範囲を拡大するにあたり、徒歩による靴の汚染調査を実施し、有意な汚染が検出されないことを確認。